

## 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直し（案）のポイント

平成 31 年 2 月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直し（案）は、以下のとおり。

| 分 野        | 主 な 見 直 し の 内 容 (案)   |
|------------|---|
| 文具類        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 植物を原料とするプラスチックの使用を追加(文具類共通)</li> <li>● 製品の包装又は梱包に再生プラスチック、植物を原料とするプラスチックの可能な限りの使用を配慮事項に追加(文具類共通)</li> </ul>  |
| 画像機器等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生プラスチックの使用を強化(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機)</li> <li>● 省エネルギー性能をエナジースターVer3.0 に対応して強化(省エネルギー性能については1年間の経過措置)(複合機)</li> <li>● 再生プラスチックの使用に係る判断を追加及び省エネルギー性能をエナジースターVer3.0 に対応して強化(省エネルギー性能については1年間の経過措置)(プリンタ、プリンタ複合機)</li> <li>● 省エネルギー性能をエナジースターVer3.0 に対応して強化(1年間の経過措置)(スキャナ)</li> </ul> |
| 電子計算機等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生プラスチック、植物を原料とするプラスチックの使用を追加。省エネルギー性能を省エネ法トップランナー基準を参照又はエナジースターVer7.0 に対応して強化(電子計算機)</li> <li>● 含有化学物質の基準を追加。配慮事項に梱包、包装材への再生プラスチック及び植物を原料とするプラスチックの使用を追加(磁気ディスク装置)</li> </ul>   |
| オフィス機器等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 含有化学物質の基準を追加(電子式卓上計算機)</li> </ul>  |
| 携帯電話等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生プラスチック及び植物を原料とするプラスチックの含有情報の開示を追加。配慮事項に再生プラスチックに加えて植物を原料とするプラスチックの使用を追加(携帯電話、PHS、スマートフォン)</li> </ul>   |
| 家電製品       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラズマテレビを対象から削除。39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について経過措置を延長(テレビジョン受信機)</li> </ul>   |
| 温水器等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器のエネルギー消費効率の基準を追加(ガス温水機器、石油温水機器)</li> </ul>  |
| 自動車等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ETC 対応車載器、カーナビゲーションシステムの品目削除</li> </ul>  |
| インテリア・寝装寝具 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生 PET 樹脂由来のポリエステル繊維の使用を強化(ふとん)</li> </ul>   |
| 公共工事       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正による、配慮事項において引用している条文番号の変更への対応(断熱サッシ・ドア)</li> <li>● 管の材料の定義及び用語を調達の実状や JIS 等との整合を図るため、判断の基準等を見直し(排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管)</li> </ul>  |
| 役務         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー管理体制、管理方法についての提案を追加(省エネルギー診断)</li> <li>● インクの VOC 対策の強化(印刷)</li> <li>● 配慮事項に生分解性のチェンソーオイル使用を追加(植栽管理)</li> <li>● 袋・包装材の削減の取組を講ずることを追加。配慮事項に袋を提供する場合に、植物を原料とするプラスチックの使用を追加(クリーニング)</li> </ul>   |
| ごみ袋等(新規)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 植物由来プラスチックもしくは再生プラスチックを重量で 10% 以上使用する基準を追加(プラスチック製ごみ袋)</li> </ul>  |

\*そのほか、JIS の規格改定、名称変更等の対応を関係する品目全般に実施